

# 經濟論叢

第122卷 第1・2号

哀 辭

故小島昌太郎名誉教授遺影および略歴

The Oriental Bank Corporation, 1851-84年(下)

.....	本 山 美 彦	1
ドイツ第二帝制における1879年の政策転換に 関する一研究 .....	野 田 敬 一	23
労働者の生活時間構造と余暇 .....	福 島 利 夫	45
資本主義社会における老人の生存権について .....	小 川 和 憲	68
ゴエルロ計画の方法と発表後の経過 .....	中 江 幸 雄	86
追 憶 文		
小島昌太郎先生を憶う .....	堀 江 保 藏	111
小島昌太郎先生を偲ぶ .....	中 谷 實	114

昭和53年7・8月

京 都 大 学 經 濟 學 會

# The Oriental Bank Corporation, 1851-84年(下)

—世界市場創設期におけるアジアの為替と信用—

本 山 美 彦

## も く じ

- I ロンドンからの金融
- II 地域的通貨圏への理路
- III 新たな媒介環＝植民地銀行……以上(上)
- IV 突破口としてのセイロン
- V ルピー調達の手段……以上(中)
- VI the Oriental Bank Corporation のバランス・シート
- VII 支払い停止……以上(下)

## VI the Oriental Bank Corporation のバランス・シート

銀行業という営業形態の特色であるが、植民地銀行が、各地に自己の資本をどの程度の比率で分散させ、それぞれどのような投資形態をとっていたのかは、公表されてはいない<sup>1)</sup>。いきおい、われわれは、年々公表されている貸借対照表の大ききな数値から営業の実態を推計する以外の手段をもたない、というこの種の研究にとって致命的な欠陥に悩まされざるをえないのであるが<sup>2)</sup>、それ

1) the Oriental Bank Corporation の1851年12月19日の株主総会のもようを伝えた *the Bankers' Magazine*, Vol. XI, 1851, p. 54, に次のような記事がある。「1人の株主が発言を求めて、the Oriental Bank Corporation が過去1年間にコロンボ支店で使用した資本量、および利潤額について質問したが、議長は、もしこの種の詳細な数値が公表されてしまえば、他の競争する銀行に有利な武器を提供することになってしまう、というものであった」。

2) インドの銀行業を分析したケインズも嘆いている。「為替銀行の総預金のうちどれだけがイギリスで保有されているのか、そして、このように保有されている預金がどの程度1年ないしそれ以上の期間動かせないのか、また、どの程度コールないしすぐ引き出せる預金であるのかは、われわれにはわからない。他の諸国で銀行業が討議されている場合にしばしばそうであるように、知りうる地位にある者は語るべきでないし、語ることのできる者は知りうる地位にない」(ケインズ, 邦訳『ケインズ全集・第1巻・インドの通貨と金融』, 東洋経済新報社, 156ページ)。

でも、植民地銀行を媒介として植民地の幣制を整備するというイギリスの基本戦略の特質については、ある程度のことを浮き彫りにすることができる。この節では、いくつかの指標について検討していくが、数値は the Oriental Bank Corporation の歴年の年次報告から採ったものである。

先述のように、the Oriental Bank Corporation は1851年に Royal Charter を付与されたが、第1回の株主総会（1852年5月29日）での説明では次の8点が Charter 条項になっていたという。(1)株主の責任は各自の払い込み額の2倍を限度とする。(2)不良貸し付け分を資産に編入してはならない。自己資本をとり崩して配当金にまわしてはならない。(3)払い込み資本総額の3分の1に達する損失を計上したときには銀行を解散することができる。(4)年々3人ずつ理事は交替すること。(5)記帳は確実にし、毎月営業報告を大蔵省に報告し、その指示を受けなければならない。(6)営業内容は銀行業務、為替取り組み、預金、送金に限定され、家屋、土地、船舶、その他の不動産を担保とした融資を行ってはならない。また、商品の自己取り引きを行ってはならない。(7)各植民地において、発券高の3分の1に相当する正貨準備をもたねばならない。発券高と正貨準備高とは公表しなければならない。(8)準備積立金をもたねばならない——the Oriental Bank Corporation では払い込み資本額の20%を自主的に積立てることにする (*the Bankers' Magazine, Vol. XII, 1852, p. 371, 参照*)。

表3・2は the Oriental Bank Corporation の資本金と総負債に占める資本金額の比率を示したものである。この比率が小さくなることは、外部資金に対する自己資本の減退を意味し、それだけ銀行の安全性が損われることになるが、他方で競争と拡張費との増大にもかかわらず、高率の配当を維持する可能性を大きくすることになる、言い換えれば、使用総資金（＝総負債）で同率の利潤は、資本／総負債の比率が低いほど資本金に対する配当は高くなるので、銀行の収益性を示す指標になる、とも考えられる。ここでバランス・シートにおける負債項目を示すと、銀行券、支払い手形、他銀行からの借り入れ、預金（当座、定期）が Total due to the public として表現され、払い込み資

表 3・2 the Oriental Bank Corporation の資本金, 総負債, および  
自己資本/総負債百分率

年 末	1851	'52	'53	'54	'55
資 本 金 (L.)	600,000	818,965	942,450	1,080,235	1,228,115
債 務 (L.)	2,646,569	3,898,662	5,877,063	5,445,238	5,766,681
資本金/総負債百分率	22.7	21	16	19.8	21.3

  

'56	'57	'58	'59	'60	'61	'62
1,260,000	〃	〃	〃	〃	〃	〃
7,485,188	7,771,914	9,876,508	11,540,174	12,697,538	13,176,237	14,633,184
16.8	16.2	12.8	10.9	9.9	9.6	8.6

  

'63	'64	'65	'66	'67	'68	'69
〃	1,500,000	〃	〃	〃	〃	〃
16,367,888	—	16,218,055	18,716,588	16,903,436	19,607,723	19,104,191
7.7		9.2	8.0	8.9	7.7	7.9

  

'70	'71	'72	'73	'74	'75	'76
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
20,001,520	20,237,639	—	21,748,003	23,433,929	21,116,914	20,408,886
7.5	7.4	—	6.9	6.4	7.1	7.3

  

'77	'78	'79	'80	'81	'82
〃	〃	〃	〃	〃	〃
19,890,777	20,493,827	14,205,460	13,225,683	13,867,567	13,583,841
7.5	7.3	10.6	11.3	10.8	11.0

(出所) *the Bankers' Magazine, Vol. XII, 1852~Vol. XLIII, 1883, より算出。*

本金, 準備積立金, 利益金が due to share holder として計上されており, この両者の負債合計が総負債となるものである。つまり, 資本金に対して総負

債が増加するということは、発券高の増大、為替手形取り組みの積極化、あるいはまた預金の増大、を意味するので、銀行活動が総体として活発化したことの指標である、とみなしてもよい。1851年より1882年までの歴年の数値から判断するに限り、この資本／総負債比率は確実に低下する傾向を示しており、これは、数値の低下が反転する1874年までこの銀行の発展が順調に進行していたことを物語るものである。1875年以降、この数値が上昇に転じたのは、コーヒー・プランテーションの不況と銀価下落による為替取り組み意欲の急激な減退にあったことは言うまでもない。ヤッフエが計算した1879年のイギリスの諸銀行の平均値12.1%と比較しても植民地銀行の営業の活発さが理解できるだろう(E.ヤッフエ、三輪悌三訳『イギリスの銀行制度』、日本評論社、1965年、332ページ、参照)。

もちろん、資本金／総負債比率の低下は銀行の活発化の指標である反面、それだけ外部資金に対する準備が低下したことを示すものに他ならず、営業の安全性を確保しようと思えば、第一線準備である現金および短期貸し付けの充実を他方で図らねばならなくなる。そこで、銀行の安全性の指標を求めてみよう。総資産に占める「正貨および地金」、「他行への短期貸し」、「他行券」の3項目の合計がいわゆる第一線準備に相当するとみなしうる。表3・3は表3・2と同じく歴年の数値である。

この数値が負債に対する第一線準備と the Oriental Bank Corporation 自体も考えていたことの証左は、1870年の定例株主総会(4月21日)における Dr. Thom (株主の1人であったと思われる)との質疑に見出される。

(Dr. Thom)「われわれは、手元に大量に使用できる資金を保有している。これは、もっと良好に使用できるはずのものであるのに、さしあたっては不生産的なものになってしまっている。たとえば、正貨と地金の形態で3,490,615l. 保有している。しかし、これについては Charter 条項により、われわれは発券高の3分の1の正貨を常時保有しておればよいことになっている。われわれの発券高は514,934l. だから、その3分の1とは171,000l. でよいはずである。

表 3・3 総負債に対する第一線準備の比率 (%)

年 末	1851	'52	'53	'54	'55	'56	'57	'58	'59	'60
比 率	13.0	39.3	20.0	24.6	31.5	31.7	31.3	31.2	22.0	32.4
	'61	'62	'63	'64	'65	'66	'67	'68	'69	'71
	33.1	30.0	21.9	—	19.4	28.9	36.0	22.2	21.9	24.1
	'72	'73	'74	'75	'76	'77	'78	'79	'80	'82
	—	17.6	21.2	14.6	15.6	16.1	14.0	17.6	15.8	11.6

(出所) 表 3・2 と同じ。

(注) ここで第一線準備とは 'coin and bullion,' 'balance due from other banks,' 'Promissory notes or bills of other banks,' を指す。

にもかかわらず、われわれは正貨および地金の形態で 3,490,000 l. 程度を保有しているのである。さらに、われわれは、他銀行宛の債権を 688,107 l. および他銀行券と手形を 12,055 l. 保有している。したがって、この不生産的な、すぐに使用できる資金は合計 4,190,778 l. となる。ところで、われわれは政府証券に 1,143,411 l. 投資している。この 4,190,778 l. を銀行の金庫に不生産的なまま眠らせておくよりも、その一定部分を同じような方法で投資できなかったのだろうか。そうすれば、利子だけでも年率 3、ないし 4.5% は稼げたはずである (違う! とのヤジ) (the Bankers' Magazine, Vol. XXX, 1870, p. 479)。

これに対する銀行側の説明は、準備は慎重にもたねばならないことを強調したあと、

「理事会は、われわれの海外支店が十分な量の正貨と地金を保有して、生じるかも知れない緊急事態に対処できるようにしておくことが極めて重要だと考えている。皆様も周知のように、インドにおける金利はこれまでになく低く、為替相場も低かった。われわれの利潤が大きくなかったのはこのためである」というものであった。実際に、銀行の第一線準備はこの総会で非難の出た年 (1869年のバランス・シート) の 21.9% は the Orientel Bank Corporation の 33年間の生涯では決して高くなく、通常、20~30% の高率で推移したという

ことは、この種の植民地銀行の営業活動がいかに慎重なものであったか、を示すものである。銀価下落の激しくなった1870年代後半以降、植民地銀行一般の経営は極めて困難な立場に追い込まれることになったが、この頃より the Oriental Bank Corporation の第一線準備率も極端に低くなってきていたことは、銀行の初期の健全性を逆に表現するものであろう。

この慎重さ、ということがイギリス系植民地銀行の最大の特徴である。「かれらの業務は時代が経過してもほとんど同一であった。かれらは決して進出直後に乗り出した業務の狭い領域を超えようとはしなかった」(Gunasekera, *From Dependent Currency to Central Banking in Ceylon*, 1962, pp. 41~42)。わが国における列強の諸植民地銀行に関する先駆的な調査研究書、朝鮮銀行調査室『海外銀行一斑』、においても香港上海銀行についての次のような記述を見出す。

「創立第一年末ニ於ケル貸出金…ヲ基点トシテ觀察スルニ同行ノ貸出金ハ…1907年ニ於テ始メテ30倍以上ニ達シ…昨年ニ於テハ45倍ヲ示シタルヲ見ルヘシ今是レヲ…預金ノ増加割合97倍ニ對比スルトキハ貸出ノ増加カ預金ノ増加ニ比シ極メテ遅々タルモノアルヲ知ルヘシ是レ一面ニ於テハ香港上海銀行ノ營業方針カ如何ニ堅実ナルカラ示スモノニシテ同行ハ年々激増セル預金額ハ之レヲ貸出金トシテ放出スルモノ割合ニ少ク其一部分ヲ手許仕払準備ノ増殖ニ努メツ、アルハ現金手許在高…カ創立第一年末ノ…即チ約80倍ニ膨脹シタルコトニヨリ之ヲ証明スルコトヲ得ヘシ」(同書、370ページ、新体字に表記を修正)<sup>3)</sup>。

この種の慎重さは、とくに発券業務の慎重さにおいてとくに顕著であった。発券高の3分の1の正貨準備を要する、という、1846年の植民地銀行規制条項の第16項の末尾に追加された条項は、今日の常識的観点からすれば、極めて厳しい規制であるように見える。事実、関口尚志氏も、

3) 因みに、1914年末における他の列強の植民地銀行と比較すれば、預金額において、香港上海銀行は、印度支那銀行、露亜銀行、インターナショナル銀行に対し、それぞれ、13倍、1倍、5倍、7倍、であったが、貸出金については、それぞれ、4倍、4倍、4倍、5倍であった。つまり、他の列強の国策的植民地銀行の積極さに比して、香港上海銀行の慎重さがここに示されている。イギリス系植民地銀行はほとんどがこのような慎重な営業姿勢を崩さなかったのである。朝鮮銀行調査室『海外銀行一斑』、1915年、370—1ページ、参照。

「とりわけ1846年の条項は、植民地の銀行の発券限度を〈資本金と同額を超えない〉ものと定め、かつ〈つねに発券残高の3分の1に等しい正貨準備 (a reserve of specie) を保有すること〉を義務づけたもので、ピール銀行法 (1844年) と同じ観点から、〈国内均衡〉 (資本蓄積→景気後退の回避) に対して〈国際均衡〉 (為替安定→国際収支の均衡) を強調する立場にたち、後進諸地域が為替安定を犠牲にして自主的な国内開発政策を遂行していく余地を決定的にせばめるものであった」(同氏「低開発 (=植民地) 型金融構造の基本性格」, 大塚久雄編『後進資本主義の展開過程』, アジア経済調査研究双書, 1973年, 290—1ページ), という叙述のあと, 「イギリス本国における古典的金融制度の形成期は, 同時に, 植民地型金融構造の型が鑄がためられていた時期なのであった」(同書293ページ), 「まさにこの植民地・為替銀行の設置と同時に, それら〈植民地銀行の営業の枠組〉が, 厳格な通貨学派 (→ピール銀行法) の原理にもとづいて定められたのであった。発券規模を資本金額で限定し, 3分の1の正貨準備を義務づける前記の植民地銀行規制令が, このような意味での〈国際均衡優先〉の枠組—その第1段階—を代表するものにほかならない」(同書, 293ページ), と結論される。

おそらく, 氏のこの結論は, 3分の1正貨準備という字句だけに憤慨する常識的な代表的見解であろう。3分の1の正貨準備規定がなぜ国際均衡優先になるのかの論証がないこと, について今は論じないでおこう。しかし, 少なくとも問題にされるべきは, 氏がセイロンの金融制度の従属的構造の事実を指摘しようとの先入観にとらわれて, 信用制度の充分発達したイギリスの金融制度の規定が, 植民地に適用される時, ただその事実をもって, 植民地の金融構造の型が鑄がためられた, 国際均衡優先の厳格な規定である, と断じるその論証における性急さである。事実は逆であった。金融制度・通貨制度が整備されていず, 絶えず金銀比価の変動という危険性に曝されていた植民地において, 発券残高の3分の1程度の正貨準備では, 国内に安定的な通貨供給などできるものではなかった。いわんや, 本国と同質の金本位制を植民地にも適用し, もっ



て「諸外国をも漸次国際金本位制へと強制する布石を行なうもの」(同書、291ページ、傍点は原文のまま)とか、「対英従属的なモノカルチャー型産業構造の骨格は、…あのピール銀行法をピボットとする国際金融のメカニズムを背景につくりだされたものであった」(同書、293ページ)、などととても言えたものではなかったのである。信用の未発達かつ幣制の混乱が続く植民地において、3分の1の正貨準備をはずした銀行券発行政策ははたして可能であったろうか。氏のような論証の仕方では、植民地を従属化させたいイギリス資本が、自国と同じ金融制度を植民地に押しつけた、たとえば、発券規定、たとえば融資規定…etc. と2、3の事例を列挙し、かくして、植民地は従属的金融構造になった、というように、予断がそのまま結論になってしまうであろう。むしろ、イギリス資本側の主観的願望がストレートには実現しなかったにもかかわらず、世界市場的拡がりで展開しなければならなかったイギリス資本は、各地で遭遇する異質な経済との角逐・妥協を通じて自らの展開舞台を変質させつつ、植民地に吸着していった、という過程の論理の追求こそが世界市場論を論じる必須の手続きでなければならないのである。植民地の金融構造は確かに偏倚的な、従属的なものになってしまった。しかし、従属を志向する本国側の主観の帰結ではなく、外部から資本主義が進入してくる植民地側の反応とそれを克服しようとする本国側の営為との角逐の中から、その偏倚性は生じてくるのである。この点を看過しては、世界市場論は単なる政治的過程の叙述に終るしかないのである。

1870年度の株主総会で、株主の1人 Dr. Thom より the Oriental Bank Corporation の保有する正貨が Charter 条項で定められた発券残高の3分の1を大幅に上廻る9倍に達しているとの非難が出たことから明らかなように、他の植民地銀行と同じく、the Oriental Bank Corporation の正貨保有は、Charter 条項の制約条件よりはるかに厳格な正貨準備を自己に課するものであった。表3・4はこの銀行の発券残高、正貨準備高、正貨準備高/発券残高、に関する歴年の数値である。

表 3・4 the Oriental Bank Corporation の発券残高, 正貨準備高,  
正貨準備高/発券残高比率 (倍数) (単位ポンド)

年 末	1851	'52	'53	'54	'55
発 券 残 高	51,891	63,359	76,380	107,255	233,253
正 貨 準 備 額	250,727	1,115,866	925,827	1,146,529	1,561,546
準 備 の 倍 率	4.8	17.6	12.2	10.7	6.7

  

'56	'57	'58	'59	'60	'61	'62
358,366	341,220	645,782	729,956	745,006	711,863	664,859
2,216,641	1,923,490	2,553,093	1,889,900	2,522,512	3,432,570	3,611,345
6.2	5.6	4.0	2.6	3.4	4.8	5.4

  

'63	'64	'65	'66	'67	'68	'69
662,277	—	642,212	473,581	500,675	519,589	514,934
2,959,834	—	2,335,182	3,294,073	4,287,705	3,397,854	3,490,615
4.5		3.6	7.0	8.6	6.5	6.8

  

'70	'71	'72	'73	'74	'75	'76
479,431	666,046	—	717,862	685,713	814,869	775,824
4,101,044	1,948,849	—	3,041,135	3,053,136	2,201,138	2,418,488
8.6	2.9		4.2	4.5	2.7	3.1

  

'77	'78	'79	'80	'81	'82
713,372	776,321	663,759	602,205	645,541	735,527
2,164,321	2,140,731	1,849,163	1,439,724	1,226,645	949,382
3.0	2.8	2.8	2.4	1.9	1.3

(出所) *the Bankers' Magazine*, 1852~1883, 各号より算出。

この表 3・4 で見る限り, 3分の1準備という規定は, 銀行行動にとりほとんど意味をもっていなかったことが解る。支払い停止寸前の1882年ですら, 正

貨準備高は発券残高の1.3倍もあったことを見てもこのことは明らかであろう。1851年から1860年までの発券残高は急増して、1860年は51年の14.4倍に達していた。その後、60年代を通じて下降線をたどったあと、70年代には1860年のピークの水準で高位安定を示しているが、この銀行の活動期間の33年間を通じて一度も払い込み資本額の限度に発券残高が達していなかったことは注目されてよい(1846年の条項の第16項、参照)。紙幣に対する大衆の習熟度と銀行への信頼度とが銀行券の発行残高を規定する最終因子であるが、the Oriental Bank Coporationの主要な舞台であるセイロンでは紙幣とは銀行券のみで、しかも寡占的地位にあった事情にもかかわらず、流通する鑄貨を自らの銀行券で完全に代替できたわけではなかった。為替業務を主要業務とするこの種の植民地銀行にとっては、銀行券発行よりも、為替取り組みの保証として正貨を保有しておく志向の方が強かったであろうし、銀圏という本国の金本位制の通貨圏と異なる経済圏における貿易金融とは、常に正貨の迅速な移動能力の如何に左右されていたからである。

くだんの株主の1人 Dr. Thom は依然として、銀行のこの慎重さに不満を表明し続けていた。

「私には次の二点が心に引掛っている。第1は、利子を生まない銀行券流通残高が660,000 l. …という点である。われわれはCharterにより資本金限度いっぱいまで発券する権利をもっている。この額は150万 l. である。それゆえ、これは、われわれのCharterを遵守しつつもわれわれはなおクレジットをもつことを意味している……。もし提供されるなら、150万 l. の銀行券が流通しうるのであることを私は信じている…。さて、第2点はこれよりもっと重要な点である。われわれはCharter条項により…、発券残高の3分の1の正貨準備をもたねばならないことになっている。ところが、われわれの正貨準備は、…3分の1ではなく9倍近くもある。あえて言うが、この地球上のいかなる地域のいかなる銀行にもこのような準備は比類を見ないほど驚異的なものである。…私は数年来、この席でわれわれは豊かすぎ、のんびりしすぎ、多く

の資金をもちすぎると不平を言ってきた。…ところがこの場所のいたるところから、〈ノー〉という答えしか返ってこなかったのである」(*the Bankers' Magazine*, Vol. XXXII, 1872, pp. 425~6)。

この株主の不満にもかかわらず、銀行の正貨準備は依然として強化され、安全性に対する銀行の配慮も依然として不変であった。1882年の株主総会における理事会側の説明はこの点を強調している。

「バランス・シートの資産側をご覧いただきたい。正貨および地金の項の数が 949,382 l. 1s. 8 d. となっていることにお気づきでしょう。これは大変な額です。しかし、これは、移動中ないしは、われわれの39ある支店と代理店の金庫にある地金および現金の総額を表わしています。かつてこの巨額の資金が不生産的に眠らされているとして不服が出されたことがあるが、しかし、決してそうではありません。一部はわれわれの銀行券発行残高に対する準備として当てられており、支店および代理店間にたまたま移動中のものを除いた残りは、多かれ少なかれ、経常的な顧客の要求に対処するために、それぞれの支店と代理店とで必要とされるものです」(*the Bankers' Magazine*, Vol. XLIII, 1883, p. 526)。

以上見てきたように、the Oriental Bank Corporation を代表とするアジアの植民地銀行の経営態度は極めて慎重であったし、アジアという信用制度の未発達な地域の主として為替手形の売買を遂行すべく、大量の正貨準備を保有しようとする方針は、何ら冒険主義という非難を受けるいわれはなかった。しかし、総資産・総負債レベルにおける慎重さが、必ずしも、ロンドンから資金を調達してそれをアジアに流すという営業形態の安全性を指し示さないところに、アジアというヨーロッパとは異なった金融制度の特質が浮かび上がってくるのである。そもそも、発券高の準備という視点のみでは、短期負債に対する資産の安全性に対する指標にはならないうえに、アジアの地において銀行券はセイロンを除けば、それほど重要な位置にあったわけではない。前節のケインズの言葉にもあるように、両地域にまたがって営業する金融組織は、ロンドンと

アジアのそれぞれの地域に債権と債務との関係を見てみると、決して安全ではなかった。たとえ、アジアの債権が焦げ付いて、取り付けが生じても、すぐさまロンドンから資金を取り寄せればよい、というのが銀行側の態度であったが、しかし、アジアで焦げ付きを出すことは、ロンドンにおける預金引き出し圧力が強まることであったし、インド為替手形の不渡りは多くの場合、ロンドン金融市場を混乱させるのであった。つまり、ロンドンから調達した短期の借り入れ金は、好むと好まざるとを問わず、アジアの為替手形の比較的長期の投資物件に固定されていた。優良な投資先とは為替手形以外になかったからである。しかも、ロンドンの自行本店宛の手形をアジアの輸入商に売りつける操作が頻繁になるにつれて、この種の危険性はいっそう高まるのである。総じてアジアの為替銀行は、短期の流動資産が少なすぎた。なるほど、発券高の3分の1という規定を基準とすれば、すでに検討したように大幅の正貨準備をもっているものの、インドにおける貸付金、ロンドンで取り組まれたインド宛の貿易手形（残念ながら、貿易手形のどれだけがロンドン側の資産であるか、インド側の資産であるかは解っていない）に対するインドにおける短期流動資産は決して大きくはなかったのである（ケインズ、前掲書、158—60ページ、参照）。因みに、もっとも標準的な数値を示した1859年の the Oriental Bank Corporation のバランス・シートを表 3・5 に表示しておこう。

預金の内訳および現金準備の内訳は全く公表されていないために、どの程度のルピー準備、ないしはすぐ回収できる短期債権がどの程度あったのかは不明のままであるが、仮に、(2)と(2)の項目の半分がインドで投資されたものとしても、今日的意味における現金準備率は決して高くはなかったであろうと推測される。いわんや、前節でみたようなアジアの支店における慢性的なルピー不足を考慮に入れるとき、地理的空間を超越したこの種のバランス・シートでは、保有正貨のどれだけが各支店にバランスよく配置されていたかは全く解らない。逆に表現すれば、バランス・シートに見られる植民地銀行の慎重さとは、ロンドンの資金をアジアに流して、アジアで営業することがそれほど危険であった

表 3・5 the Oriental Bank Corporation の1859年のバランス・シート (単位ポンド)

負 債		資 産	
(1) 銀行券発行高	729,956	(14) 正 貨	1,889,900
(2) 未払為替手形	4,446,416	(15) 他銀行への債権	521,140
(3) 他銀行からの債務	12,165	(16) 他銀行券	126,276
(4) 預金 (当座)	1,066,015	(17) 小 計	2,537,317
(5) 預金 (定期)	3,553,167	(18) 政府証券	940,130
(6) 小計 (株主以外に 対する負債)	9,807,721	(19) 不動産	179,398
(7) 払込資本	1,260,000	(20) 担 保	30,820
(8) 準備金	252,000	(21) 買い取り手形	7,852,507
(9) 保険金	50,000		
(10) 未払配当金	7,444		
(11) 利益金	163,008		
(12) 小計 (株主に対する負債)	1,732,452		
(13) 計 負債総額	11,540,174	(22) 計 資産総額	11,540,174

(出所) *the Bankers' Magazine*, Vol. XX, 1860, p. 370.

ことを意味しているのであろう。安全なコール・マネー市場はおろか、割引市場も存在せず、いわんや「最後の貸し手」である中央銀行などの究極の保証などが無いもとでは、アジアの現地に現金準備を大量に保有する手段、安全なコールへの放出を行なうといったその運用手段などは皆無であったのである<sup>4)</sup>。

## VII 支 払 い 停 止

以上の理路は、銀価下落時の悲惨さを語るにより明確になるだろう (銀価下落時の植民地銀行の行動については別稿で詳論)。銀価下落は1866年にその兆しが見え、1872年以降急速に進行したものである。1872年の1R.=22.75 d. から1884年の1R.=19.31 d. へのルピー値下がりの激しさは、植民地銀行の息

4) 植民地銀行自身が clearing house としての機能をもち、植民地政府への貸し手であった。短期資金の運用先は主として政府公債をはじめとする地方政府の公債を保有することであったが (これも半ば強制的に)、このほとんどは銀価建てであったために、逆に損失を計上する要因となった。R. J. Truption, *British Banks and the London Money Market*, 1936, pp. 171-2, 参照。

の根をとめてしまった<sup>5)</sup>。先にも指摘したように、植民地銀行の預金と資本金のほとんどはスターリングからなっていたこと、しかも、アジアにおける準備金の多くはインド政府証券に投資されていたので、アジアにロンドンの資金を投資すればするほど、スターリング建ての利益は減少し、損失を計上するような構造であったことが (Gunasekera, *op. cit.*, pp. 28~9, 参照) 銀価下落の抵抗力を保持しえなかった究極の理由であろう。1878年までは、為替下落の危険性に対処するための特別準備金は着実に積み立てられてはいたものの、それ以降大幅に取り崩されるようになり、もっとも多額の準備金を備えねばならなくなったまさにその瞬間に、積み立てる能力を the Oriental Bank Corporation は喪失してしまったのである (表3・6)。さらに表3・7で明らかのように、the Oriental Bank Corporation の配当率の眼に見えての落ち込みは、正確

表3・6 the Oriental Bank Corporation のバランスの推移, 1876—1883年

年	預金 (百万 £)	手形保有 (百万 £)	銀行券 (百万 £)	各種準備 (千 £)
1876	11.7	5.6	0.77	500
1877	12.0	5.2	0.71	325
1878	11.9	6.2	0.77	13
1879	8.9	2.2	0.66	13
1880	8.2	2.3	0.60	13
1881	8.7	2.5	0.65	13
1882	8.2	2.6	0.73	13
1883	6.6	1.7	0.76	13

(出所) *the Bankers' Magazine*, 各年号, より。

表3・7 the Oriental Bank Corporation の配当率の推移 (半年分)

年	1860	'61	'62	'63	'64	'65	'66 —'70	'76 —'77	'78	'79 —'82	'83
%	16	14	15	19	16	10	12	10	5	4	0

(出所) *the Bankers' Magazine*, 各年号, より。

5) アジアの銀行家 D. Maclean の the Royal Commission an Gold and Silver, 1888 における証言によれば、「われわれはもうその日暮らしてである」(Q. 5041 and Answer)。同様の証言が J. K. Bythell によってもなされている (Q. 1905 and Answer)。

に銀価下落と歩調を共にしたものであったと言える。ついに1883年には資本金の半分をセイロン等の損失カバーにまわすために減資したが、もはや取り付けを防ぐことはできなかった(Report of Annual General Meeting, 24 April 1884)。スターリング建てでアジアに進出した植民地銀行の多くが銀価下落時には破産し、銀価建ての植民地銀行の多くはこの時期に生き残りえた<sup>7)</sup>、という背景には、スターリング預金は銀価下落とともにひきあげられたが、銀建てで設立しえた銀行のみが、銀圏のテリトリー内に活動を限定でき、したがって、預金量の減少を最小限に防ぎえた、という事情が存在している。

慎重な経営を誇り、株主の非難にも屈せずに正貨保有に努めはしたものの、ロンドンの資金をアジアに流すことによって貿易金融を営む営業形態では、銀価下落の猛威の前にはひとたまりもなかったことが、これらの表の数値から、われわれは理解できるのである。ここに、「アジアの為替とは銀であり、銀こそアジアの為替そのものなのである」と発言した D. Maclean および Spalding の言葉の重さが生きてくる。銀価下落が植民地銀行の脆弱性を一挙に顕在化させたのであるが、この脆弱性は、為替相場の相対的安定期には確かに潜在的なものでしかなかった。とは言え、スターリング→ルピーへの転換のメカニズムの中でこの脆弱性は確実に創り出されてきたものである。

さて、アジアにおける植民地銀行の活動が円滑に進行するためには、買い持ちの状態にあるスターリング手形をいかに迅速に、しかも安価にルピー貨をはじめとするアジアの銀貨に転換できるのかにかかっている、ということについては第V節で叙述した通りである。1862年以降、インド省手形のロンドンにおける購入がその転換のもっとも重要な媒介環であったこともすでに見た。しか

6) 表3・6にも表示したが、1877年には 500,000 L の準備金のうち、175,000 L を10%の配当維持のため取り崩された。さらに翌年の1878年には残りの 325,000 L の中から、銀価下落による損失金として 187,567 L を取り崩し、これに加えて、チリ政府債の損失金 114,500 L を取り崩さねばならなかった。the Bankers' Magazine, 1877, 1878, 1879 各年号、より。

7) 銀価下落を契機として、スターリング建てのバランス・シート方式を採る植民地銀行は苦境に追い込まれたが、the Hong Kong & Shanghai Banking Corporation とかインドの3つの管区銀行とかは銀価建てであった関係上、この時期に飛躍的に業務を伸長させている。Truptil, op. cit., p. 169, および、D. S. Savkar, Joint Stock Banking in India, 1938, pp. 22~33, 参照。



し、アジアの現地預金を含む現地資金でアジアの為替を取り組むのではなく、ひとまずロンドンに資金を還元して、スターリング手形の売却→インド省手形→ルピー補充→アジアの為替買い取り、というプロセスを繰り返すかぎり、ルピー貨は常にスターリング手形の売却で補充されねばならないことになる。しかも、セイロンの場合には、ロンドン宛手形を買い取るためのルピー資金だけではなく、対インド収支赤字を決済するためのルピー資金がこれに加わる<sup>8)</sup>。the wheel of exchanges → simultaneous operations → インド省手形 → the Bank of Madras との取り引き、というルピー資金調達手段の発達により、ルピー貨輸送のコストは大幅に削減されはしたものの、依然としてロンドン金融市場を通してしか現地通貨を調達する方法はなかった、というこの1点が植民地銀行の最大のネックとなっていたことに変わりはない。

この点についてもケインズの指摘がある。たとえ、迅速に転換が実現したとしても、ロンドンとインドのような遠隔の地の送金費用は、どんなに少なく見積っても0.6%であり、それに為替(送金)の損失を3ヶ月で償わねばならないとすれば、ロンドンの利益と比べて年当りほぼ2.5%の余分の利益がインドで稼得されなければならないであろう。しかし、インドで貨幣を高利率で使用できる期間は1年を通じてそれほど長くはない。インドの利率は春先に8%に達し、夏には3%に落ちる、という事実をケインズはあげて、ロンドンからインドに資金を流し、もって高利率を獲得するような取り引きはほとんど不可能であることを指摘している。インドでもっとも高利率で使用できる1か月間だけ資金の移転を図ろうとすれば、ロンドンとインドとの利率格差は5%(年率)に達しなければならない、と言うのである(ケインズ、前掲書、180—1ページ)。言うまでもなく、ケインズが分析した1910年代のインドの事情をわれわ

8) この転換は初期には Chettiars の金融力に依存していたことは前稿で見た通りであるが、後には、この Chettiars は国内の生産者と植民地銀行との仲介役として機能することになる。植民地銀行がこの Chettiars に前貸しを行ない、Chettiars はそれを国内(主としてインド本土)の生産者に貸し付けるのである。初期の Chettiars については、Mackenzie, *op. cit.*, p. 90, 後期の Chettiars と植民地銀行との関係については、William F. Spalding, *The Finance of Foreign Trade*, 1926, p. 117, 参照。

れの扱う局面の1870年代に適用することは、無茶なアナロジーである。しかし、「(為替銀行が) ルピー表示で借入れ、ルピー表示で返済される」(同書, 186ページ) ようにすれば、為替危険は除外されるし、為替損失を償うために銀行が無理な投機的行動に走るといようなことを抑制することができる、というケインズの主張と、その論拠にあげた為替銀行の脆弱性については、われわれの扱う局面にもそのまま適用できるであろう<sup>9)</sup>。「一般に、インドの政府余剰資金は現在ではロンドンでインド省手形を売ることによってのみ放出される」が、「もしインドの資金がインド省手形の換金により放出される代わりに直接インドで貸し付けられるならば」、すなわち、為替銀行がロンドンでルピー債権を調達するのではなく、直接インドでルピーを借り入れる方が創出されれば、銀行の危険、ひいてはインド金融市場の脆弱性は大幅に改善される、とケインズは説いたのである(同書, 185ページ)。実際、送金費用に加えて、ロンドンの預金者に払う高金利(本国の株式銀行に比して資金調達が有利になるために2~3%は高い利子を払っていた)の支弁、および19世紀第4四半期から始まる銀価の確実な低落を償うためには、いかに慎重な本店の指令があっても、各地の銀行支店のマネージャーが、高利益を求めて信用度の劣る手形を買い取ろうとする誘惑を拒否できなかった事実は否めない。

通常の為替業務が内包する資金の固定化に加えて、電信為替の発達は、資金のロンドンへの固定を余儀なくさせた<sup>10)</sup>。アジアで取り組むロンドン宛送金電信為替の売り出しは、売り出した直後にロンドンにスターリング貨を用意しておかなければならないことを意味するからである。通常、ヨーロッパアジア間の為替手形は、アジアの対ヨーロッパ輸出については、ロンドン宛スターリング手形をアジアで取り組み、植民地銀行はアジアでルピー払い、ロンドンで

9) 「この時期の為替業務は極めて危険の大きいものであった。ある観察者の報告によれば、預金業務をはじめとする通常の業務は〈過度にないがしろにされていた〉という」(Mackenzie, *op. cit.*, p. 59)。

10) 「電信為替の発達は、アジアの貿易のみならず、アジアの銀行業務を根本的に変えてしまった」(『The Indian Banks', *Statist*, 15 April, 1882; Gunasekera, *op. cit.*, p. 59, 参照)。

スターリング受け取り、というバランスになり、逆にアジア側の輸入については、アジアで取り組む場合には、銀行が本店宛の自行手形を売り渡して、ルピー受け取り、スターリング払い、というバランスになる。ロンドン側でも同様の取り組みを行えば、電信為替の発達は各支店の準備を最小にするということが抽象理論的には言えるが、しかし、現実には、銀行側に預金を託しているロンドン側の発言力が強く、為替混乱の兆しが見えてきてからは、ロンドン側の輸出については、銀行為替による資金の早期取り立てを、ロンドン側の輸入については従来通りの4～6か月手形を、ロンドン商人たちは銀行側に要求していた<sup>11)</sup>。いきおい、銀行は本店で大量のスターリング資金を固定しなければならなかったし、アジア側では銀価下落時であるにもかかわらず、深刻なルピー不足に苦しめられざるをえなかったのである。少なくとも、以前のような6か月手形の取り引きであれば、手形取り組みから満期までの間に、かなりの信用創造が可能であったし (Gunasekera, *op. cit.*, p. 59)、満期までの長期の間にロンドン—インド間に資金を移転させておけばすむ問題であった。この場合、資金の一部が固定されることがあっても、固定される通貨は、ルピー、スターリングのいずれかに片寄ることはなかったのである。しかし、電信為替の支配以降は、スターリングのみがロンドンに固定される一方で、アジアの部面では常にルピー資金の不足に悩むことになった。加えて、アジアの植民地銀行の新規開設が相継ぎ、為替取り組みのマージン低下の競争が激しくなると、もはや、アジアの為替取り組みは、銀行の利潤の源泉ではなくなったのである (Gunasekera, *ibid.*, p. 59)。

ルピー資金の不足を激化させたいまひとつの要因はインド—中国間貿易の増大がもたらすルピー不足であった。中国は対インド収支の大幅な赤字であったが、植民地銀行はこの中国の輸入商に対して自行のカルカッタ宛自行手形を売

11) 当時のアジアの貿易手形のすべては利付手形の形式をとり、利子条項が手形の中に明示されるのが常であった。これは、振出人と植民地銀行との交渉事項であったが、たいていの場合、スターリング建て、ルピー払いの条件となり、銀行のインド支店は為替差損をモロに被っていた (Spalding, *op. cit.*, pp. 121~2, 参照)。

り出すべく、主としてアメリカ系商人の持ち込むスターリング手形と競争していた。このため、かなりの低マージンで自行宛手形を売らねばならなかったのである<sup>12)</sup>。貿易が輸入方向であれ、輸出方向であれ、季節に左右されず、年間を通じて切れ目なく継続しているインドのような経済にあっては、先物為替を取り組むことが可能であった。このことによって、直物為替手形の売買は、先物為替の買いと売りで為替リスクをカバーするという成熟した金融市場に擬した営業形態も採用されていたのであるが、中国のように、単一（アヘンと木綿）の産品を輸入し、これまた単一（紅茶）の産品を輸出するという貿易形態では、正確に季節的変動に貿易量が照応してしまうことにより、先物為替の売買はまず不可能であった（Mackenzie, *op. cit.*, p. 46, 参照）。この種の金融的風土のもとで、中国在住の輸入商のためのインド宛送金手段である自行のカルカタ宛銀行手形という、片方向のみの手形を売り出す行為は、ますますルピー貨のカルカタにおける調達必要額を増大させ、しかも長期の国定化を余儀なくさせた。この頃になると、ようやくイギリス以外の列強の海外銀行が各国政府の全面的支援のもとに、イギリス系の金融的支配を覆すべく、アジアにおける金融網の拡充に乗り出してくる。したがって、将来の金融上の地盤を強化するためにも、最後に残された金融上のフロンティアである中国貿易の金融から手を引くことはできなかつたのである（Mackenzie, *ibid.*, p. 59, 参照）。

資金の固定は為替手形によるものだけではない。スターリング→ルピーという転換のメカニズムが銀価下落に抵抗できなかつた究極の原因であるにしても、the Oriental Bank Corporation の突然の支払い停止という事態を生じさせた引き金は、本来、植民地銀行の Charter 条項によって禁止されていたはずの、いわゆる Block Debt が復活したことに求められる。かつて the Bank

12) 「(中国に進出した)新銀行は、以前の東インド会社と同じく、インド商人が送金用に売り出すロンドン宛手形に対してカバーをとることが極めて困難であった。それゆえ、中国への商品持ち込み商人に対して、自行のインド支店宛銀行手形を売り出さざるをえなかつたのである」(Mackenzie, *op. cit.*, p. 57)。しかし、「この操作は、ロンドン宛手形よりも低利でインド支店側がその手形を引き受けできる能力にかかつていたのである」(*ibid.*)。

of Ceylon が倒産したのは、40年代を通じて、コーヒー・プランテーションを担保に莫大な融資を行っていたのが、コーヒー価格の暴落に見舞われて、債権が完全に焦げ付いたからであった。その後継者の the Oriental Bank Corporation は、既述のごとく1870年代までは極めて慎重な営業方針を遵守していたし、環境的にも1873年以前の40年間は、銀1オンス=5s. で上下2.5d.の変動幅という（もちろん金鉱発見直後の銀価高騰はあったとしても）、かなり安定的な銀貨の為替相場が支配していた。ところが、その後、1893年までの間に1オンス=3s. にまで急落してしまったのである（Mackenzie, *op. cit.*, p. 43）。少なくとも、イギリス国内では高い利率、高い配当率を支弁しなければならない植民地銀行は、高コストの借入金に対して高利潤のあがる投資物件を探さざるをえなかった。いきおい、「土地、その他の不動産担保融資；ないしは生育中の作物担保の融資」を厳しく禁じていた初期の営業方針も、1878年以降「当座貸越しの形で小農園に対する金融」が認められることによって大枠ははずされ、2,3年後には、2シーズンに亘る融資規制の歯止めも取り除かれて、次第にプランターへの貸し込みの泥沼にのめり込んでいったのである（Mackenzie, *ibid.*, p. 47）。まさに「(the Bank of Ceylon の) 後継者にも、(the Bank of Ceylon と) 同じ物語が展開されることになったのである」(*ibid.*, p. 89)。

すなわち、1869年7月—8月にかけて、これまでは未知の黄葉病 (*Hemileia vastatrix*) がセイロンのコーヒー・プランテーションを襲い、プランテーションは壊滅的な打撃を受けた (J. Ferguson, *Review of the Planting and Agricultural Industries of Ceylon*, 1888, p. 14, 参照)。この時には、耕地の拡大と1877年にかけて約2倍に達するほどのコーヒー単価の上昇で難を逸れたが (R. W. Jenkins, *Ceylon in the Fifties and the Eighties*, 1886, pp. 55~6, 参照)、ついに、1878年末より深刻な不況に見舞われることになった。黄葉病は着実にセイロン全土を覆い、コーヒー生産高も、1880—1年には40年も前の量の4分の1に下落したのである (Ferguson, *op. cit.*, p. 16, および, Jenkins, *op. cit.*, p. 37, 参照)。コーヒーの単価も1878年の1cwt. あたり107s. から1882年には81s. に下落

し、コーヒーの輸出価額は同じ時期に 3,400 万 Rs. から 1,400 万 Rs. に急落してしまっただ。セイロンの輸出商品の 9 割弱がコーヒーで占められていたことからこの打撃は大きく、農園を手離してセイロンを去るプランターが相継ぐことになった (Gunasekera, *op. cit.*, p. 66, 参照)。農園を担保にプランターたちに融資していた the Oriental Bank Corporation のもとには、競売しても買い手を見出すことのできぬ担保—死んでしまった農園—のみが集積していったのである。これは面積にして 2 万エーカーにも達していたという (*the Bankers' Magazine*, Vol. XLIV, May 1884, 参照)。しかも、セイロン最大のコーヒー会社、the Ceylon Company Ltd., に実に 50 万 l. もの現金信用貸し出しを行っており (Gunasekera, *op. cit.* p. 65), もはや回収不可能であった。加えて、複本位制がインドでも採用されるであろうとの見込みのもとに、大量のインドのルピー紙幣買いの投機に本国理事会は走ってしまった (*the Bankers' Magazine*, Vol. XLIV, June 1884, p. 233, 参照)。失地を回復すべく最後の賭けを行なったのであろう。が、この思惑ははずれ、1884 年 5 月 3 日、the Oriental Bank Corporation は支払いを停止した。1851 年から 1884 年の 33 年間におよぶ植民地銀行にのみ依存しておればよいという体制はここに幕を閉じたのである。これを契機として、植民地通貨制度として典型的なシステムと称せられるカレンシー・ボード・システムの樹立が、いよいよセイロンを実験場としてその後模索されることになる。これはクラウン・ボードとインド省手形売買の操作とを有機的に結合させようとするものであった。そもそも、19 世紀中葉のアジアの広大な地域にわたる通貨の混乱はローカルな権力と小さな財政基盤しか有しない地方政府の手におえるものではなかったからこそ、より大きな経済支配力をもつ植民地銀行の活動に通貨混乱の終息の目的を委ねたのであった。この経緯からみれば、再度幣制の基盤をかっての政府紙幣のシステムにそのまま逆戻りさせることは、当然許されるべきことではなかった。植民地銀行の経済支配力よりも大きな拮がりにおける力をもつべくイギリス政府は新たに世界市場全体を射程に入れたドラスティックな通貨・金融政策を展開しなければならなかった

のである。われわれの理路から明らかなごとく、それは、アジアにおける銀調達  
の責任機関を確定することであつたし、できるかぎりスターリング手形を準備  
とした紙幣発行制度を整備する営為のことに他ならなかつた。しかし、この  
ような営為も下落する銀をアジアで使用させねばならなかつた本国側のもう1  
つの意図との絶えぬ衝突という宿命から逸れえなかつたのである。

——『完』——

追記：本論文（上）（中）（下）は昭和52年度文部省科学研究（総合A）助  
成金を受けたことに基く研究（代表、小野一一郎京大教授）成果の一  
部である。